

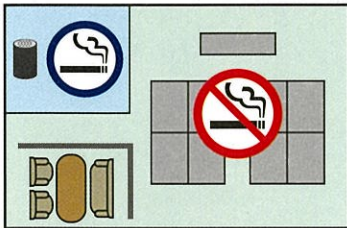
目 その他施設における対策

ホテル、事務所などのA～Dに当てはまらないその他施設は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。なお、家庭やホテル・宿泊施設の客室など、プライベート空間は法律・条例による規制の対象外です。

1. 全面禁煙にする場合

標識の掲示義務はありません。

2. 施設の一部に、喫煙専用ルーム(飲食等不可)を設置する場合(=喫煙専用室の設置)



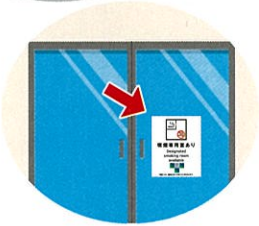
① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙専用ルーム(飲食等不可)の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、その場所が「喫煙専用の場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります(マークでも可)。

▶同封のステッカーを活用する場合: 右記のシール①を貼りましょう。

▶2020年4月1日から義務化されます。



② 施設の出入口に標識を掲示する

施設出入口に標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、「喫煙専用ルームが施設内にあること」が一目でわかるようにする必要があります(マークでも可)。

▶同封のステッカーを活用する場合: 右記のシール②を貼りましょう。

▶2020年4月1日から義務化されます。



喫煙専用室

Designated smoking room



20歳未満の方は立ち入れません。
[喫煙]には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

シール①「喫煙専用室標識」



喫煙専用室あり

Designated smoking room available

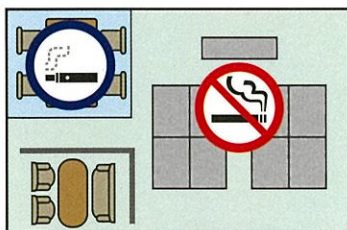


[喫煙]には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

シール②「喫煙専用室設置施設等標識」

3. 施設の一部を加熱式たばこのみ喫煙可(飲食可)にする場合(=加熱式たばこ専用喫煙室の設置)

加熱式たばこの喫煙に限れば、施設の一部を喫煙可にすることができます。



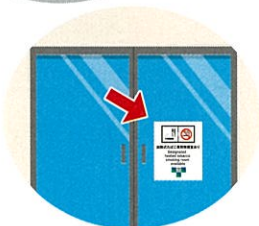
① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、その場所が「加熱式たばこのみ喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります(マークでも可)。

▶同封のステッカーを活用する場合: 右記のシール③を貼りましょう。

▶2020年4月1日から義務化されます。



② 施設の出入口に標識を掲示する

施設出入口に標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、「施設内に加熱式たばこのみ喫煙可の場所があること」が一目でわかるようにする必要があります(マークでも可)。

▶同封のステッカーを活用する場合: 右記のシール④を貼りましょう。

▶2020年4月1日から義務化されます。



加熱式たばこ専用喫煙室

Designated heated tobacco smoking room



20歳未満の方は立ち入れません。

シール③
[指定たばこ専用喫煙室標識]



加熱式たばこ専用喫煙室あり

Designated heated tobacco smoking room available



シール④
[指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識]

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

喫煙室（屋内全部を喫煙可とする場合を含む）の技術的基準

多数の者が利用する施設の屋内に喫煙をすることができる場所を設けるときは、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。法律で定められた技術的基準は以下のとおりです。

- ① 喫煙室の出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
 - ② たばこの煙（蒸気を含む）が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること
- ※ 施設内が複数階に分かれている場合には、フロア分煙をする（上階を喫煙フロアとする）ことが可能です
 - ※ 屋内全てを喫煙可とする飲食店（既存小規模店）及びフロア分煙をする指定たばこ専用喫煙室については②の要件のみ満たす必要があります

なお、法律・条例の全面施行時（2020年4月1日）に既に存在している建物であって、管理者の責めに帰すことができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合は、上記技術的基準に一定の経過措置が設けられています。

経過措置では、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、上記の技術的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止できること」とされています。

具体的には、以下の要件を満たした脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されることが必要です。

なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましいとされています。

- ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%であること。
- イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015/m³以下であること。

なお、上記①出入口における風速0.2m/秒以上、②壁、天井等による区画は必要となります。

屋外に喫煙所を設置する場合の配慮義務

屋外の喫煙場所設置に関する規制は法律や条例では設けられておらず、施設管理者は屋外の敷地に喫煙場所を設置することが可能です。しかしながら、施設管理者には屋内外を問わず、喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが法律で義務付けられています。

屋外に喫煙場所を設置する場合には、その場所が周囲に人が集まる場所でないか、注意するようにしましょう。また、たばこの煙は上に流れていきます。喫煙場所の上に、窓や換気扇などがなく（煙が屋内へ流入していないか）、よく確認しましょう。

人通りの多い場所ではありませんか？



煙が流れる方向に窓や換気扇はありませんか？